

京都市立大学奨学基金条例の一部を改正する条例（平成21年3月6日京都市条例第35号）（総務局芸術大学事務局総務課）

京都市立芸術大学名誉教授であった故鷹阪龍夫^{たかわき}氏の御遺族より、京都市立芸術大学及び大学院の学生に対する奨学費に充てる資金として寄附を受納したので、これを鷹阪^{たかわき}奨学基金に積み立て、基金の額を200万円と定めることとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市立大学奨学基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年3月6日

京都市長 門川大作

京都市条例第35号

京都市立大学奨学基金条例の一部を改正する条例

京都市立大学奨学基金条例の一部を次のように改正する。

別表金額の欄を次のように改める。

金 額
10,000,000 ^円
135,450
300,000
1,000,000
1,000,000
1,000,000
1,000,000
1,000,000
2,000,000
3,000,000
4,000,000
1,000,000
2,000,000
100,000

700,000
500,000

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(総務局芸術大学事務局総務課)